



第一案

官吏に對する位及勳の取扱に關する件
市院に對する副位及勳の取扱に關する件
助議に對する長及勳の取扱に關する件
役長に對する長及勳の取扱に關する件

新憲法の下における榮典制度を速かに確立することとし、新制度の確立せられるまでは、昭和二十一年五月三日閣議決定の通り之を停止すること

第二案

この際、停止を全部解除し、新榮典制度確立に至るまでは、従前通り叙位叙勳を行うこととし、必要お措置を講ずること

第三案

この際、停止を一部解除し、新榮典制度確立に至るまでは、退官退職の際に限り叙位叙勳を行うこととし、必要な措置を講ずること

新内閣
に引つゞ
ること
ある

裏面白紙

官任用級令施行に伴ふ官吏に對する級位及び
勲並びに貴族院及び市町村助役に對する勲長、及び
官職に關する市町村長及市町村助役の取

(昭和二十一年五月三日閣議決定上奏)

一、官吏に對する現行の級位並びに勲の制度は一時停止すること。

二、貴族院及び衆議院の議長、副議長、議員並びに市町村長及び市町村助役
に對する現行の勲制度は一時停止すること。

三、前二項に拘はらず本年三月三十一日迄に於て文武官級位進階内則に依り
初級又は特旨級位一位階進階を含む一の資格の發生した者並びに勲内
則第六條に依り初級進級の資格の發生した者に對しては特に従前の例に
依り級位並びに勲の取扱を爲し得ること。

四、在官在職中死歿した者に對する級位及び勲に付ては民間功勞者に對す
る死亡の際に於ける特旨級位又は勲、勲章加授の例に準じ其の際級位
並びに勲の取扱を爲し得ること。

五、第一項及第二項實施の爲級位並びに勲せられなかつた者に對しては新
制度實現の際に於て新制度を遡及適用するなどの方法に依り不利を蒙
らない様考慮すること。

理由

官吏に對する級位、勲の取扱は文武官級位進階内則又は勲内則に依り
官等或は在職年數に據り、級位、勲せられたるところ今般官吏任用級級
令の施行に伴ひ官等は廢止せられたるを以て之れが制度を改正するの必要
を生じたるも現下の狀勢に鑑み新憲法制定せられ榮典の制度の確定を見る
迄官吏に對する級位、勲の取扱を一時停止するの要あるに依る
貴族院及び衆議院の議長、副議長、議員又は市町村長及市町村助役に對す
る勲に付ては勲内則中官吏の定例勲に關する規定を準用せらるる關
係もあり官吏と同様の取扱をなすの要あり。

本件提案の理由に付き説明致します

- 一、官吏、貴衆兩院議員及市町村長等に對しましては、文武官叙位進階内則（明治三十二年十二月閣議決定裁可）、叙勳内則（明治二十五年十二月裁可）、貴族院並衆議院議員の叙勳に關する件（大正八年二月閣議決定裁可）及市長、町村長の叙勳に關する件（大正八年十二月閣議決定裁可）に依りまして概ね官吏に付ては其の官等及在職年數を基準とし、又貴衆兩院議員及市町村長に付ては官吏の場合に準じて夫々叙位或は叙勳の取扱を致して居ります。
- 二、今回、官吏制度が改正せられましたので、官吏の官等制度は繰返せられることになりましたが、右の如き官等を基準とする叙位及叙勳の取扱は實施することを得ない事になりましたので此の機會に従前の叙位及叙勳の取扱を一時停止することに致し存じます。
- 三、元より、之に代るべき制度として、例へば一級、二級、三級の官

吏の階級別に應じ且在職年數に應じて、概ね同趣旨の取扱をなすことも考へられますが、一面、憲法改正案も近く議會に附議せらるる運びと相成り、榮典の制度も全面的に再検討せらるる事と豫想せられますので、右の如き取扱を實施することも妥當ではないと存せられます。

四、依つて以上の諸理由を勘案致しまして本件の如く決定せられ度いのであります

尙ほ死歿者に對しましては本停止の措置に拘らず民間の功勞者に準じて叙位及叙勳をなすこととし、又本年三月末迄に従前の規定に依つて夫々資格の發生しに右に對しましてはその資格を認むることによりました。

五、本停止後新制度の實施に至る迄は多少の期間はあるものと存せられますが、隨て新制度實施の際之を停止直後迄適用せしめ以て叙位及叙勳停止の爲特に不台理を來さざる様措置することに致し度いと存じます。

此の旨併せて決定せられ度いのであります。